

## 21 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成20年11月4日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年1月29日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博
同	竹	本	忠
同	大	松	健

### 1 監査報告と措置の件数

17 外部監査公表第1号（平成17年4月28日付 福岡市公報第5255号（別冊）公表）分  
テーマ2 財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について  
・・・1件

20 外部監査公表第2号（平成20年4月14日付福岡市公報第5535号公表）分

1 福岡市一般会計の都市計画費のうち、土木局及び都市整備局が所管する都市開発費、街路橋りょう費及び公園費（うち公園管理費と公園整備費）の財務に関する事務の執行について  
・・・5件

2 伊都土地地区画整理事業、香椎駅周辺土地地区画整理事業、筥崎土地地区画整理事業及び市街地再開発事業の各特別会計の財務に関する事務の執行について  
・・・13件

3 都市整備局所管の財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の財務の事務の執行及び経営に係る事業の管理について  
・・・5件  
包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見  
・・・3件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

17外部監査公表第1号（平成17年4月28日付 福岡市公報第5255号(別冊)公表)

水道局

(第二部 テーマ2)財団法人福岡市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>II-1. 福岡市からの受託業務について (2)-2) 特命随意契約理由について 水道料金の調定・収納業務（平成15年度では13億65百万円のコストをかけている）については、東京都や川崎市のように業務の一部について民間委託を実施しているところもある。これまで、局の方針・指導を徹底させ公共性を確保するとの理由だけで当該業務を「公社」に委託してきたが、他都市の例が示すとおり民間でも行いうる業務となっている。福岡市水道局は、平成15年度からお客さまセンターを開設しその運営を民間委託するとともに、転居に伴う精算業務を公社への委託から民間委託へと切替えているが、さらに料金徴収について入札制度を導入し民間業者への委託を拡大するよう検討すべきである。</p>	<p>営業所業務については、平成21年度以降、段階的に民間委託を行う予定であり、現在、その準備を進めている。</p>

20外部監査公表第2号（平成20年4月14日付福岡市公報第5535号公表）分

※結果の組織名は平成19年度当時

1 福岡市一般会計の都市計画費のうち、土木局及び都市整備局が所管する都市開発費，街路橋りょう費及び公園費（うち公園管理費と公園整備費）の財務に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1.5 公有財産購入費 指摘1) 土地開発公社からの再取得時期について（土木局外環状・高速道路推進部） 平成18年度・平成19年度に再取得している区間について、平成17年度中に暫定2車線での供用が行われている。 事業着手前に再取得する事が原則であり、少なくとも供用開始前に再取得を完了する必要があるものとする。</p>	<p>土地開発公社からの再取得については、平成19年度をもって外環状道路用地の再取得を全て完了している。 今後の用地再取得事業の際には、事業着手前に再取得するよう関係機関及び財政局と十分に協議の上、遂行していく。</p>
<p>意見2) 事業完了土地についての所管部署について（土木局道路建設部） 事業が完了しているにもかかわらず移管未了となっている案件が発見された。これらは所管部署への移管に期間を要しており、道路供用後の所管部署への引継ぎを速やかに完了する必要がある。</p>	<p>移管未了となっていた3件について、所管部署と協議を行い、平成19年12月3日に所管部署への引継ぎが完了した。</p>

<p>1.7 補償，補填及び賠償 意見1) 履行完了期限延長に係る契約変更について（土木局用地部） 土地買収契約締結後地権者が市に土地を引渡すまでに期間を要する場合があるが，事業遅延防止や他の地権者との公平性の観点から，履行期限延期に当たっては，天災等の真にやむを得ない事由に限るべきである。</p>	<p>契約相手方の事情により補償契約の変更を行う場合には，履行期限を延期する理由を明確にし，必要に応じて工程表や関係書類を求めて，やむを得ない理由か否かを判断していく。</p>
<p>意見2) 補償額の有効期限について（土木局用地部，都市整備局香椎振興整備事務所，伊都土地区画整理事務所） 補償金額の有効期限については，現在各部署で異なる取り扱いをしており，統一されていない。権利者間の公平性の観点や，恣意性の介入による不正の防止の観点から，算定補償額の有効期限についての明確な基準を定めるべきである。</p>	<p>補償金額の有効期限については，他都市の状況を調査のうえ，各局の用地関係部署と協議・調整を行い，有効期間を1年間と統一する方針を決定した。 (住宅都市局・道路下水道局)</p>
<p>意見3) 補償対象物件の実地調査について（土木局用地部） 補償対象物件について写真による精査だけでなく，物件実地調査に補償課も立ち会いを実施すべきである。</p>	<p>物件実地調査については，補償課にて「物件調査業務委託の現場立会要領」を作成し，平成20年7月1日から立ち会いを実施している。</p>

2 伊都土地区画整理事業，香椎駅周辺土地区画整理事業，宮崎土地区画整理事業及び市街地再開発事業の各特別会計の財務に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>2.1 収入 意見1) 売却後の保留地の転売防止策について（伊都土地区画整理事業） 保留地売却に際し転売禁止条項を付していないが，その方針について明確な意思決定を行うべきであった。また，抽選物件については転売禁止条項を付すべきである。</p>	<p>売却後の保留地の転売防止策については，事務処理が明確でなかったため，今後の事例が発生した場合には方針決裁により行うこととした。 なお，19年度以降の保留地の処分は，保留地処分に関する規則第35条による権利移転の禁止（転売禁止）としている。</p>
<p>2.2 委託料 意見1) 換地計画作成業務委託について（宮崎土地区画整理事業，香椎駅周辺土地区画整理事業） 委託業務に連続性がある場合には事後の業務において異なる業者が落札した場合にも円滑な業務引継ぎができるよう，業務の基礎数値等を電子データでも納入させるべきである。</p>	<p>換地計画の作成業務委託にあたっては，電子データで納入することを条件とすることとした。 (住宅都市局) 今後，同様の委託を行う場合は，汎用性のある電子データの納入を契約条項とする。 (道路下水道局)</p>
<p>意見2) 香椎駅周辺連続立体交差事業に関する市と鉄道事業者の役割分担について</p>	<p>事業者との役割分担については，今後，同様の事案発生時には，十分に協議していくこ</p>

<p>(西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業…香椎振興整備事務所)</p> <p>市が実施するよりも共同事業者が行う方が合理的な業務内容があるため、効率性や経済性の観点からも施行時の役割分担を検討すべきである。</p>	<p>ととした。</p>
<p>2.3 使用料及び賃借料 意見1) プレハブ事務所のリース契約について(香椎駅周辺土地地区画整理事業)</p> <p>複数年契約が可能なものについて契約方法を見直し事務を効率化すべきである。</p>	<p>複数年契約が可能なものについては、「福岡市長期継続契約の範囲を定める条例」に基づき、平成20年度より長期継続契約とした。</p>
<p>2.4 工事請負費 意見1) 工事単位について(伊都土地地区画整理事業)</p> <p>限定された業者のみが入札に参加可能な種類の工事の場合、工事単位をある程度まとめる方が競争性の確保に有利に働く場合もある。また、経済性の観点からも工事単位を細分化することは一般に不利に働くため、適正規模の工事単位を検討すべきである。</p>	<p>今後の工事発注においては、現場条件以外に、経済性や入札時の競争性なども検討し、適正規模の工事単位で発注することとした。</p>
<p>意見2) 工期延長の常態化について(伊都土地地区画整理事業)</p> <p>一部の事業では相当数の工期延長が行われている。計画的な事業執行等のために、余裕を持った工期設定を行うべきである。</p>	<p>工期延期については、不測の事態によりやむを得ず行っているが、今後は計画的な事業執行を図るため、適正な工期設定を行い、可能な限り早期発注に努めることとした。</p>
<p>2.5 公有財産購入費 指摘1) 土地開発公社による先行取得土地の再取得前の供用について(香椎駅周辺土地地区画整理事業)</p> <p>再取得完了前に無償貸借が行われている。市が完全に取得を完了した後に使用すべきであった。また、当該土地の利用に関して、土地開発公社と協議をしているものの協議結果が明文化されていないため、土地の共有者である土地開発公社が形式上関与しない結果となっている。このような取扱いについては、文書によりその経緯を明らかにする必要がある。</p>	<p>再取得した土地の供用については、再取得が完了した範囲内で、土地貸借契約を結ぶとともに、公社と土地の利用に関して、文書による協議を行うことを所内で確認した。</p>
<p>2.6 負担金、補助及び交付金 指摘1) 上水道及びガス工事負担金の支出について(伊都土地地区画整理事業)</p> <p>契約上の支払期日内に支出が行われていない。契約に基づいた支出処理をすべきである。</p>	<p>上水道及びガス工事負担金の支出については、負担金の請求日が、負担金対象年度の末日であったため、今後は負担金の確定処理終了後に請求するよう各事業者に指示し、19年度負担金は期日内納付を行った。</p>

<p>意見1) 上水道施設工事負担金の変更契約にかかる手続きについて(伊都土地地区画整理事業)</p> <p>当初契約時は都市整備局理事決裁となっているが、変更契約時は伊都区画整理事務所長決裁となっている。</p> <p>当初契約時と同一の決裁区分による変更契約手続きを行うべきである。</p>	<p>契約変更の決裁区分については、福岡市事務決裁規定に基づき、適正な事務手続きを行うよう所属職員に対し指導と周知徹底を行った。</p>
<p>意見2) 都市ガス施設工事負担金の単価について(伊都土地地区画整理事業)</p> <p>平成16年2月に締結した協定書に基づく負担金単価が使用されている。経済情勢の変化に応じて見直しを行うことが予測されるのであれば、単価の見直しについて当初の協定及び確認書に記載しておくべきである。</p>	<p>「負担金単価の見直し」については、平成19年12月18日に西部ガスと協議を行ったところ、西部ガスから見直しは要しないとの回答を得ていることや、市においても現状では材料費の増加により負担金支出が増えることとなるため見直しは行わない。</p> <p>今後も、経済情勢等を注視し必要に応じてガス事業者と協議を行う。</p>
<p>意見3) 香椎地区まちづくり先行買収地暫定活用支援事業助成金について(香椎駅周辺土地地区画整理事業)</p> <p>助成対象団体における支出事実についての確認や助成目的である事業活動成果の報告が十分に行われていない。次の3点について、改善の余地があると考え。</p> <p>① 実績報告の調査確認方法 ② 助成事業の目的達成状況の把握 ③ 計画内容の変更に関する手続き</p>	<p>① 実績報告の確認については、補助金交付規則に基づき適切に処理しているが、念のため収入支出の証拠書類の写しを添付させることとした。</p> <p>② 助成事業の実績報告において、より具体的な事業実績についての報告及びその状況写真を添付させることとした。</p> <p>③ 計画内容の変更に関する手続きについては、助成要綱取り扱い事務手引きを作成し、事業計画の変更に関する基準を示し、手続きの明確化を図ることとした。</p>
<p>意見4) 香椎駅周辺連続立体交差事業に係る土地賃貸借について(西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業…香椎振興整備事務所)</p> <p>基本協定書において、市及び鉄道事業者は双方の所有する土地について、工事施工のため必要な土地については互いに無償で貸借することとなっている。しかしながら、鉄道事業者所有の土地の一部について市が有償で借りている事例があった。</p> <p>基本協定書の定めと異なる取扱いをする場合には覚書等によりその内容を明確にすべきであった。</p>	<p>基本協定と異なる取扱いの必要性が発生した場合は、文書等によりその取扱いを明確化していくこととした。</p>
<p>2.7 補償、補填及び賠償金 指摘1) 補償額の算定誤りについて(香椎駅周辺地区土地地区画整理事業)</p> <p>誤った単価表を用いて補償額を算定し、実際より多く補償金を支払っている。誤った単</p>	<p>単価等の修正について通知があった場合は、直ちに課内全員への周知とともに、手持ち資料を修正し、審査時には、補償審査担当者の修正済み原本で確認するよう徹底した。</p>

価で補償を行うリスクをなくす対策が必要である。	
-------------------------	--

3 都市整備局所管の財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の財務の事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>3.1 公園使用料の収受</p> <p>意見1) 使用料収受額の現金精査について 現金精査は担当者のみでなく上席者による現物確認も行うべきである。また、市への振込を2つの係が別々に行っている事務については効率化を検討すべきである。</p>	<p>協会に対し、使用料収受額の現金精査事務の適正化を図るよう、また、収納処理（市への振込）事務の一元化を図るよう要請した。</p> <p>協会においては、使用料受領者とは別に、銀行振込者等が確認を行ない、領収書に押印することとした。また、係毎に行なっていた市への振込事務は施設で一括して行なうこととした。</p>
<p>意見2) 球技場使用料の収受について アビスパ福岡の球技場使用料については、利用当日の現金収納ではなく銀行振込等の方法に変更すべきである。</p>	<p>協会に対し、球技場使用料の収納方法の見直し等を検討するよう要請した。</p> <p>協会においては、アビスパ福岡の球技場使用料について、協会の現金収納を介さず直接アビスパから福岡市への銀行振込によることとした。</p>
<p>3.3 委託料</p> <p>意見1) リサイクル堆肥出荷業務委託について（都市整備局公園緑地部） 連続する一連の業務について、市の所管局の違いにより2つの委託業務として同一業者と契約している。事務の効率化の観点から契約の統合を検討すべきである。</p>	<p>リサイクル堆肥出荷業務委託については、都市整備局（現：住宅都市局）と環境局で協議し、平成20年度より、環境局が剪定枝の受入から出荷までの業務を一括して委託発注することとした。</p>
<p>3.7 財務諸表</p> <p>指摘1) 修繕引当金について 平成15年度と16年度に5,000千円ずつ計上されているが、平成17年度、18年度の繰り入れは行われていない。 引当金を毎期定期的に繰り入れるべきである。</p>	<p>協会は、現行の駐車場修繕計画（平成20～24年度）に必要な引当金の大部分を既に積み立てており、平成20～21年度は残額を定期的に積み立て終える予定であることから、協会に対し、今後新たに修繕計画を策定した場合には、これに応じた計画的な積み立てを行うよう要請した。</p> <p>協会においては、今後新たに修繕計画を策定した場合には、引当金を毎期定期的に繰り入れることとした。</p>
<p>指摘2) 基本財産・運用財産等の管理運用について 定期預金の額が運用方針の規定に整合していない。基本方針と異なる取扱いをする場合にはその理由を明確にすべきである。</p>	<p>協会に対し、既定方針に沿った運用の見直しを検討するよう、また、今後、既定方針と異なる取扱いをする場合にはその理由を明確にするよう要請した。</p> <p>協会においては、大口定期預金（福岡銀行11,500千円）について、解約協議を整え（平成20年6月）、速やかに解約した。また、今後、基本方針と異なる取扱いをする場合に</p>

	は、その理由を明確にするなど、適正な事務処理に努めることとした。
--	----------------------------------

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

意見	措置の状況
<p>1.2 公園計画の再検討の必要性</p> <p>公園の機能を十分に活用するためには、既存公園の活性化を図り、公園新設は必要性が高い場所に絞るなど現実的な目標を設定した上で具体的な計画を立案するべきであることから、計画の見直しを行う機会を設ける必要がある。また、過去に方針決定をした計画についても状況変化に応じて、計画の修正を検討すべきである。</p>	<p>公園計画の再検討については、平成20年度に、平成11年策定の「福岡市緑の基本計画」を見直し、「第2次福岡市緑の基本計画」策定を進めているところであります。</p> <p>また、既存公園の活性化については、平成19年度に、市が管理している全公園を対象に実施した公園総点検の結果を踏まえ、公園再整備計画を策定したところである。</p>
<p>2. 公園管理業務における指定管理者の状況</p> <p>指定管理者制度導入によるメリットは、競争性の導入によるサービスの質の向上やコスト削減が期待されることにある。競争性を機能させるためには、指定先の選定時のみならず、選定後の評価を適切に行う必要がある。</p> <p>また、他の事業者へのスムーズな業務承継のために、指定管理者との契約において、委託期間中に蓄積される管理運営に係る情報を適切に記録し、運営管理の成果の一部として委託者に提出することを求める必要がある。</p>	<p>選定後の評価については、公園管理課による年4回の定期モニタリング、及び第3者委員会による年1回の事業評価を実施している。</p> <p>また、運営管理にかかる情報については、年報、及びモニタリングシートとして年1回の提出を求めている。</p>
<p>3. 事業長期化等に起因する未利用地・低利用地の活用</p> <p>事業が長期化する場合には社会情勢の変化等に伴い、事業そのものを見直す必要性についても検討する必要があるのは前述の通りであるが、事業継続を意思決定した場合でも、事業完成まで購入した用地等を眠らせるのではなく、本来の事業に供するまでの期間においても、有効に活用することが望ましい。</p> <p>福岡市あるいは土地開発公社が所有する未利用地、低利用地の活用について、ホームページ上で、活用又は売却の検討を要するものについて意見やアイデアを募集している。アイデアを待つのみでなく、活動の場を必要としているNPOや市民に対してもっと積</p>	<p>事業長期化等に起因する未利用地・低利用地の活用については、平成20年度に、公園予定地における占使用の取扱いについて方針決定したところである。</p> <p>行政財産である公園予定地での公園内行為及び占用、公園用途以外の使用については、福岡市公園条例第23条に基づき、既設公園の規定を準用し、公園用途以外の使用は、公用の臨時駐車場等目的を限定して許可してきた。</p> <p>公園予定地における占使用の取扱いの方針決定により、公園用途以外の使用について、個人、企業等の営利目的等による使用の申し出が合った場合は、許可基準、使用料納付等の条件を満たせば、利用を許可し、公園予定地の有効活用を図るものとしている。</p>

極的にアイデアを募集することで、様々な効果が期待できると考える。	
----------------------------------	--